

令和3年

第13回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 令和3年7月28日（水）
開会 14時00分 閉会14時21分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 協議

- (1) 令和3年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（令和2年度対象）の実施について

【内 容】

1 出席者

教育長：吉田法稔

委員：前田恵理、木下比奈子、堤康博、久保竜二

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 寺崎雅巳、教育監 合屋伸一、教育総務部長 上田哲子、
教育振興部長 松永一雄、総務企画課長 池松峰男、財務課長 後藤元、
教職員課長 田中直喜、施設課長 綾部耕二、文化財保護課長 明永好弘、
高校教育課長 井手優二、義務教育課長 塚田淳、特別支援教育課長 日高吉三郎、
人権・同和教育課長 井上幹雄、社会教育課長 中嶋健一 外

4 傍聴者等数

3名

5 議事録

【吉田教育長】

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に規定する教育長職務代理者については前田委員を指名し、御承諾をいただいたところでございますので、ここで御報告いたします。

ただ今から第13回教育委員会会議臨時会を開催いたします。

傍聴人に申し上げます。受付で配布された傍聴人の留意事項を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力ください。

本日の案件につきましてはお手許に配布している資料のとおりでございます。

審議に入ります前に、非公开发議の有無を確認します。本日の議題の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< な し >

【吉田教育長】

ないようですので、以上で、非公開発議の確認を終わります。

よって、本日の会議は、すべて公開で審議することといたします。

それでは、協議（１）「令和３年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（令和２年度対象）の実施について」を池松総務企画課長、お願いします。

○協議（１） 令和３年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（令和２年度対象）の実施について

【池松総務企画課長】

令和３年度点検・評価につきまして御説明申し上げます。

<池松総務企画課長が資料に沿って説明>

【池松総務企画課長】

資料の説明は以上でございます。今後の予定でございますが、本日の協議での御意見等を踏まえまして、内容について必要な調整を行い、８月２５日の教育委員会会議において、議案としてお諮りさせていただきたいと思っております。その上で、議決をいただきましたら、９月の県議会において報告させていただく予定でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

【吉田教育長】

説明は終了しました。御意見や御質問をよろしくお願ひいたします。

【堤委員】

資料２の３１、３２ページのコミュニティ・スクールについて、学識経験者の方々がこの部分を指摘されているようです。そもそもコミュニティ・スクールの活動状況とはどのように把握してあるのでしょうか。また、学識経験者からの指摘として、事例紹介などを提示していくことが大切である、と先ほどの説明の中にもありましたが、事例紹介を今後の対応の中に入れる予定はあるのでしょうか。恐らく、地域共生社会という視点で地域では考えて、そのために学校は学校でコミュニティ・スクールの話が入ってきているような印象があります。どこが主体で動くのか、そのような意見も学識経験者が出ていたようですが、どのように捉えているのかお伺いしたいと思います。それから、先ほどの課題の中に具体的な事例を取り込む予定があれば、３２ページの対応の中に書き込んでいただければ良いのではないかと思います。いかが

でしょうか。

【塚田義務教育課長】

まずコミュニティ・スクールの成果の一つ目のところで、実施している学校数、市町村数ですが、学校数でいえば約半数、市町村数は約3分の2という状況でございます。ここにもありますように、地教行法の改正により努力義務とされておりますので、未実施市町村に対し、制度への理解を深める啓発やディレクターの配置などの導入支援を行っていくことが今の取組となっております。

コミュニティ・スクールの目的・位置付けは、当初は学校の運営に対して地域住民の声を取り入れるというものでしたが、だんだんと活動の幅が広がっております。例えば、地域の学校活動への協力であったり、学校としても地域社会に開かれた教育活動を実施していく上で、地域の人と連携していくことや最近話題になっている防犯や交通安全への協力、プロジェクトベースでの学習として地域課題を取り入れるとか、相互のやり取りがあつて、各コミュニティ・スクールによって活動の幅、内容の差が出てきている状況がございます。今回有識者の方々から御指摘があつたのは、制度を導入することが目的ではなく、各学校の課題に応じてどういう活用の在り方、どういう事例がフィットしているのかという事例を紹介して欲しいという御指摘であると理解しております。よつて、ここでも触れております研修会等を実施していますが、その中でCSマイスターとつて文科省が委嘱しているCSの取組に熟達された方々をお招きしたり、県内各地での取組を御紹介するといった取組を研修会の中でやっていきたいと考えております。

【堤委員】

今のお話は、国が示す一つの基準や方向性というものの整合性を取つた上で、各地域で課題が違つたため、それぞれに応じてやつていく、ということであると解釈してよろしいでしょうか。

また、32ページの右上の中学校の指標について、平成29年度から30年度にかけて調査項目が追加されたので割合が落ちていますが、その次の令和元年度も40.2%から36.7%に落ちています。令和元年度も割合が落ちている理由があるのでしょうか。一方でその下のコミュニティ・スクールと地域学校共同活動を一体的に取り組んでいる小中学校の割合の指標は、割合が年々上がつております。これはどのような理由でしょうか。

【塚田義務教育課長】

まずコミュニティ・スクールについては、地教行法に基づく規定はあるのですが、その規定は学校運営協議会の委員の任命方法や体制についてであり、枠組み的なもの

でございます。そこは法に従う必要があり、学校運営の基本方針を承認することは外せませんが、その活動の中で議論する内容やその他の項目については、各学校の課題に応じて、という幅が許容されております。

また、グラフにつきましては、割合が下がった原因を説明する資料が手元にありませんので、確認して後日御報告したいと思います。

【堤委員】

結論として、先ほどのCSディレクターの配置、研修会の充実に加えて具体的な事例を提示ということを検討していただきたいと思います。

【吉田教育長】

他に御意見、御質問等はありませんか。

< な し >

【吉田教育長】

ないようですので本案件については終了とさせていただきます。本案件については次回の教育委員会会議で議決をいただきます。

本日の会議の議題は以上でございます。これで会議を終了いたします。

(1 4 : 2 1)